

平成29年度

交通安全作品募集要領

1 募集目的

作品の制作を通じて、作者自身の交通安全意識を高め、また作品を公開することにより、広く交通事故撲滅の願いをアピールすることを目的とする。

2 募集作品

	交通安全 ポスター・標語	交通安全作文
テーマ	①歩行者の交通事故防止（※1） ②子どもと高齢者の交通事故防止 ③自転車のマナー向上（※2） ④飲酒運転の根絶 ⑤シートベルト・チャイルドシートの着用推進 ⑥交通安全全般	交通安全への思いや、交通事故防止のために日頃から実践していること、交通事故の体験など
規格等	4つ切り画用紙（ポスター） はがき大の用紙（標語）	400字詰め原稿用紙4枚以内 （題名・氏名含む）
応募点数	1人1点	1人1点

3 応募資格

豊田市在住又は在学・在勤の方

4 提出先

豊田市交通安全市民会議事務局（豊田市役所南庁舎4階 交通安全防犯課内）

5 提出方法

交通安全ポスター 作品保護のため持参すること
交通安全作文 郵送可
交通安全標語 郵送可

- いずれの作品についても小学生、中学生又は高校生の応募者は学校を通じて応募すること。
- 作品の裏面（交通安全作文は最終ページ）に氏名、住所、電話番号、年齢を明記すること。
- 締切り後の応募、規格外の応募、規定応募点数を超える応募については審査対象としない。

6 提出期限

平成29年9月7日（木）

7 審査方法

交通安全作文は、①小学校1～3年生部門、②小学校4～6年生部門、③中学校部門、④高校及び一般の部門の4部門に分けて審査を行う。交通安全ポスター及び交通安全標語はテーマごとに審査を行う。

部門、作品ごとに最優秀作品1～2点、優秀作品若干点及び佳作作品を選定する。

8 表彰式

平成30年1月27日（土） 豊田市福祉センター1階ホール

9 応募作品の取扱い

(1) 応募作品は原則返却しない。

(2) 応募作品の著作権は豊田市交通安全市民会議に帰属し、優秀な作品は次年度からの交通安全啓発等に利用する。

(3) 入賞作品については、記者発表、作品展、作品集、ホームページ、豊田市交通安全市民会議が発行する出版物で公表する。その際、一般からの応募の場合は住所（町名又は会社名）、氏名を、学校からの応募の場合は学校名、学年、氏名を公表する。

10 その他

(1) 応募作品は未発表のものに限る。

(2) 応募者全員に参加記念品を贈呈する。

(3) ポスターは縦・横自由。画材は問わない。

(4) 標語は用紙に1点記載する。

(※1) 歩行者の交通事故防止～横断歩道では歩行者優先！～

豊田市内では歩行者の横断中における交通事故が多発しています。横断歩道では歩行者優先です。ドライバーは特に信号のない横断歩道で歩行者を見たら必ず“止まる”を実践し、自動車優先から歩行者にやさしい安全な豊田市を目指しましょう。豊田市では平成28年11月から、歩行者保護モデルカー活動を実施しています。

■歩行者保護モデルカー活動とは…



「交通事故死」全国ワースト1位「返上を豊田市から！」をスローガンに、歩行者を守るため、豊田警察署長、足助警察署長、豊田市長の3者から委嘱された事業所が自社の車両に「歩行者保護モデルカー」のステッカーを貼り、「速度遵守」「ハイビームの活用」「歩行者優先」の3項目を実践し安全運転のけん引役を担うことで交通事故抑止を目指す活動です。

(※2) 自転車のマナー向上～自転車安全利用五則を守りましょう～

自転車は、手軽で便利な交通手段ですが、乗り方を間違えると大変危険です。自転車の交通ルールとマナーを守って安全に運転しましょう。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 | ④ 安全ルールを守る |
| ② 車道は左側を通行 | ◎飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 |
| ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | ◎夜間はライト点灯 |
| | ◎交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |
| | ⑤ 子どもはヘルメットを着用 |